

(8) 不適正な行政財産使用料の納入

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課	行政財産使用許可使用料については、使用開始日前に納入しなければならないが、泉南支援学校敷地における平成26年度の行政財産使用許可に係る使用料が、使用開始日前に納入されていなかった。 使用許可期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日 納期限 平成26年3月28日 収納日 平成26年4月4日	【是正を求めるもの】 行政財産使用料条例第4条の規定に違反している。 今後は、行政財産使用許可使用料の歳入事務について、関係法令、通知等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。	使用開始日前に確実に納入されるよう調定を行うとともに、納入後直ちに納付書の写しの送付を相手側に依頼して納入状況の確認を行うよう、課内研修（平成26年9月3日実施）を行い、周知徹底を図った。